



発行 東京都

## 告示

## 告示

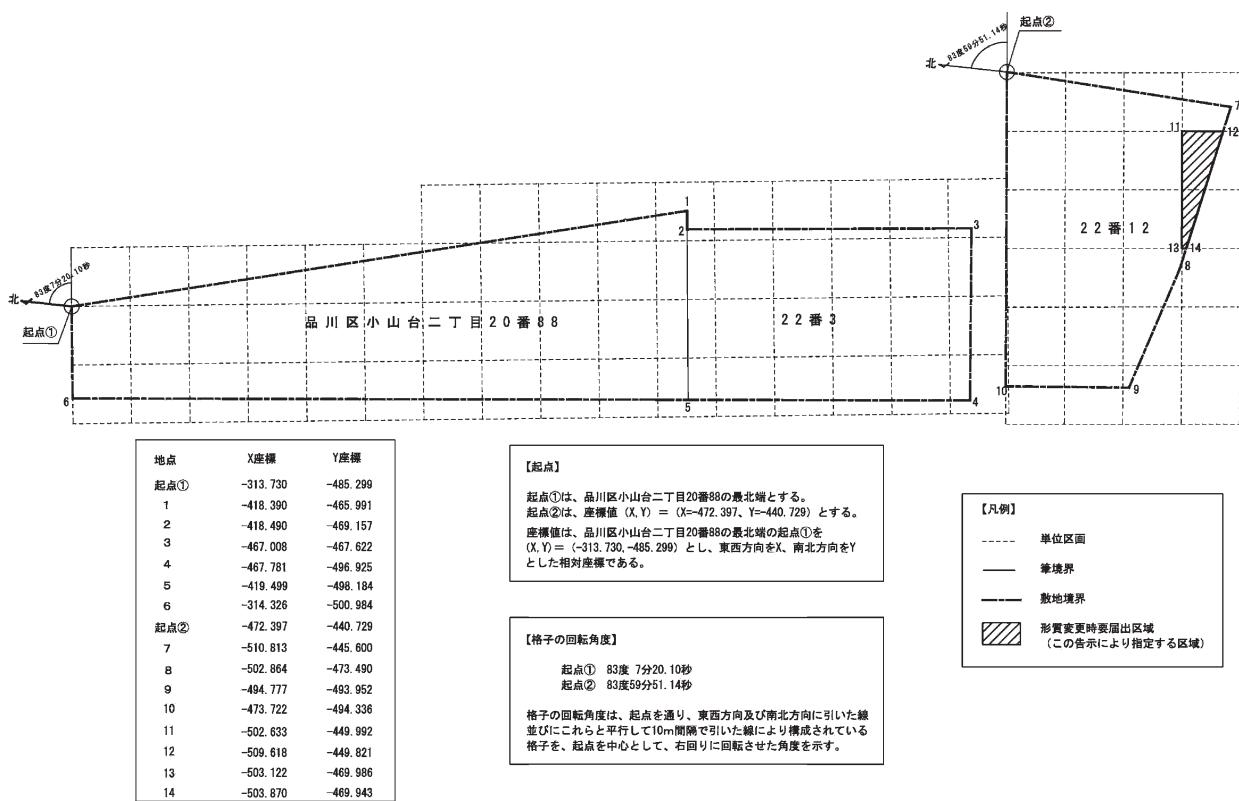
## 目次

- の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
- 令和七年七月三十日
- 一 組合の名称  
東京都知事 小池百合子
- 二 事業施行期間  
令和二年四月十七日から令和十一年十二月三十一日まで
- 三 施行地区  
小平市小川西町四丁目及び小川東町一丁目各地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日  
小平市小川西町四丁目十四番二十七号NMCビル二階  
令和二年四月十七日
- 五 事業計画の変更の認可の年月日  
令和七年七月三十日
- 東京都告示第八百十六号  
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十二条  
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和七年七月三十日
- 東京都告示第八百十五号  
都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八  
条第一項の規定に基づき小川駅西口地区市街地再開発組合

二丁目地内

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

別図



## ● 東京都告示第八百十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、令和五年東京都告示第六百七十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

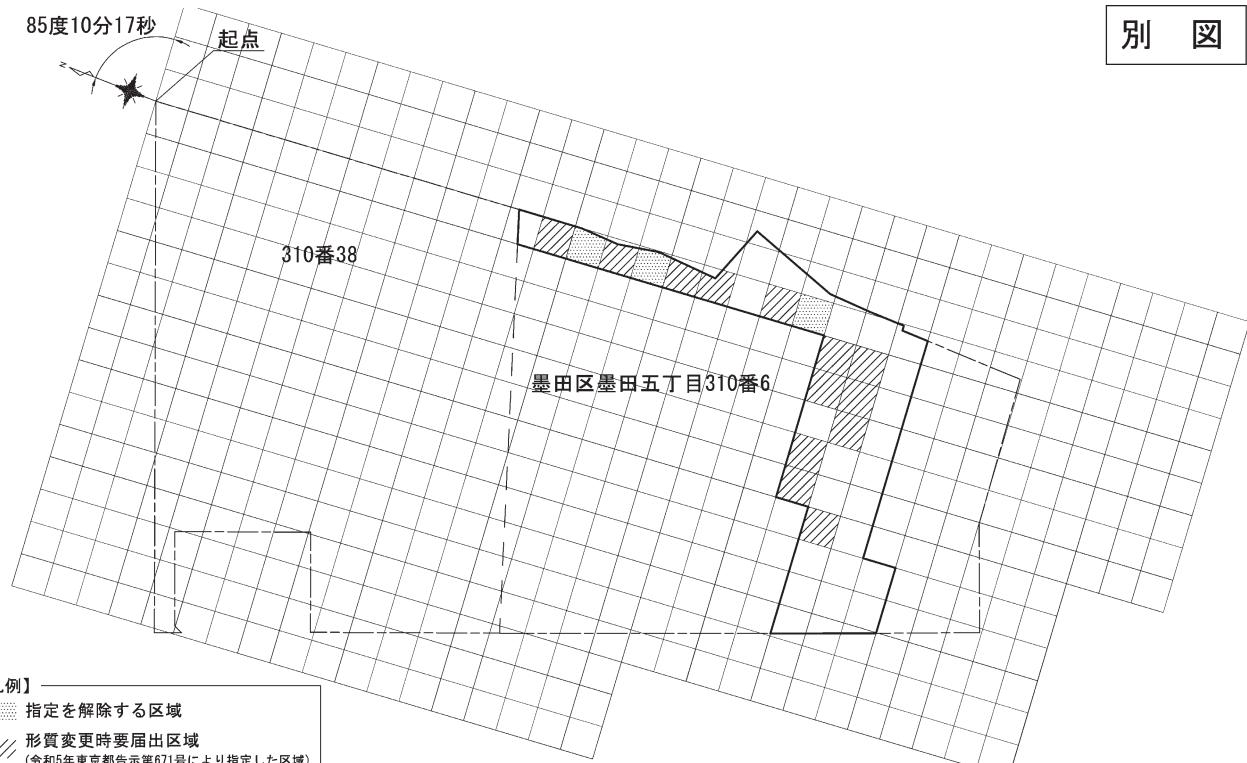
令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子  
一 指定を解除する区域 別図のとおり（墨田区墨田五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していないかった特定有害物質の種類 硫素及びその化合物並びにフッ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



## ● 東京都告示第八百十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び千代田区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
千代田区 永田町二丁目	101001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
千代田区 永田町二丁目	101001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

## ● 東京都告示第八百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十九年東京都告示第四百十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区 愛宕一丁目 愛宕二丁目 虎ノ門三丁目	103001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
港区 愛宕一丁目 愛宕二丁目	103001-K006	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第八百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び文京区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
文京区	春日二丁目	105001-K046	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	小石川三丁目	105001-K059		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
文京区	小石川三丁目	105001-K059	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第八百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八百六号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び目黒区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
目黒区	上目黒一丁目	110001-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
目黒区	上目黒一丁目	110001-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

## ● 東京都告示第八百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八百七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び大田区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
大田区	田園調布本町	111001-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大田区	田園調布本町	111001-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第八百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

都建設局河川部及び昭島市役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別 表

### 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
昭島市	中神町一丁目	207001-K027	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	中神町一丁目 中神町二丁目	207001-K030		

### 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
昭島市	中神町一丁目	207001-K027	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		207001-K030			

● 東京都告示第八百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京

都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	鶴川一丁目	209009-K102	急傾斜地の崩壊 別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	鶴川一丁目	209009-K102	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり

## ● 東京都告示第八百二十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	愛宕一丁目 愛宕二丁目 虎ノ門三丁目	103001-K006	急傾斜地の崩壊 別図のとおり

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
港区	愛宕一丁目 愛宕二丁目	103001-K006	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第八百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び文京区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別 表

### 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
文京区	小石川三丁目	105001-K059	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

### 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
文京区	小石川三丁目	105001-K059	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第八百二十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び昭島市役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
昭島市	中神町一丁目	207001-K027	急傾斜地の崩壊 別図のとおり
	中神町一丁目 中神町二丁目	207001-K030	
	中神町一丁目 宮沢町二丁目	207001-K038	
	中神町二丁目	207001-K039	
	宮沢町三丁目	207001-K040	
	田中町二丁目	207001-K041	
	宮沢町二丁目	207001-K042	
		207001-K043	
	拝島町四丁目	207001-K044	

## 2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
昭島市	中神町一丁目	207001-K027	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり
		207001-K030		
	中神町一丁目 宮沢町二丁目	207001-K038		
	中神町二丁目	207001-K039		
	田中町二丁目	207001-K041		
	宮沢町二丁目	207001-K042		
		207001-K043		
	拝島町四丁目	207001-K044		

## ● 東京都告示第八百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び千代田区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
千代田区 永田町二丁目	101001-K029	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

## ●東京都告示第八百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び目黒区役所において縦覧に供する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

## 別表

## 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
目黒区 上目黒一丁目	110001-K012	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

公  
告

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の決定の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

大崎駅東口第4地区地区計画

決定する区域

品川区大崎一丁目地内

別図のとおり

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課（東京都庁第二本庁舎十

二階北側）及び品川区役所

公告の日の翌日から起算して二週間

意見書の提出先

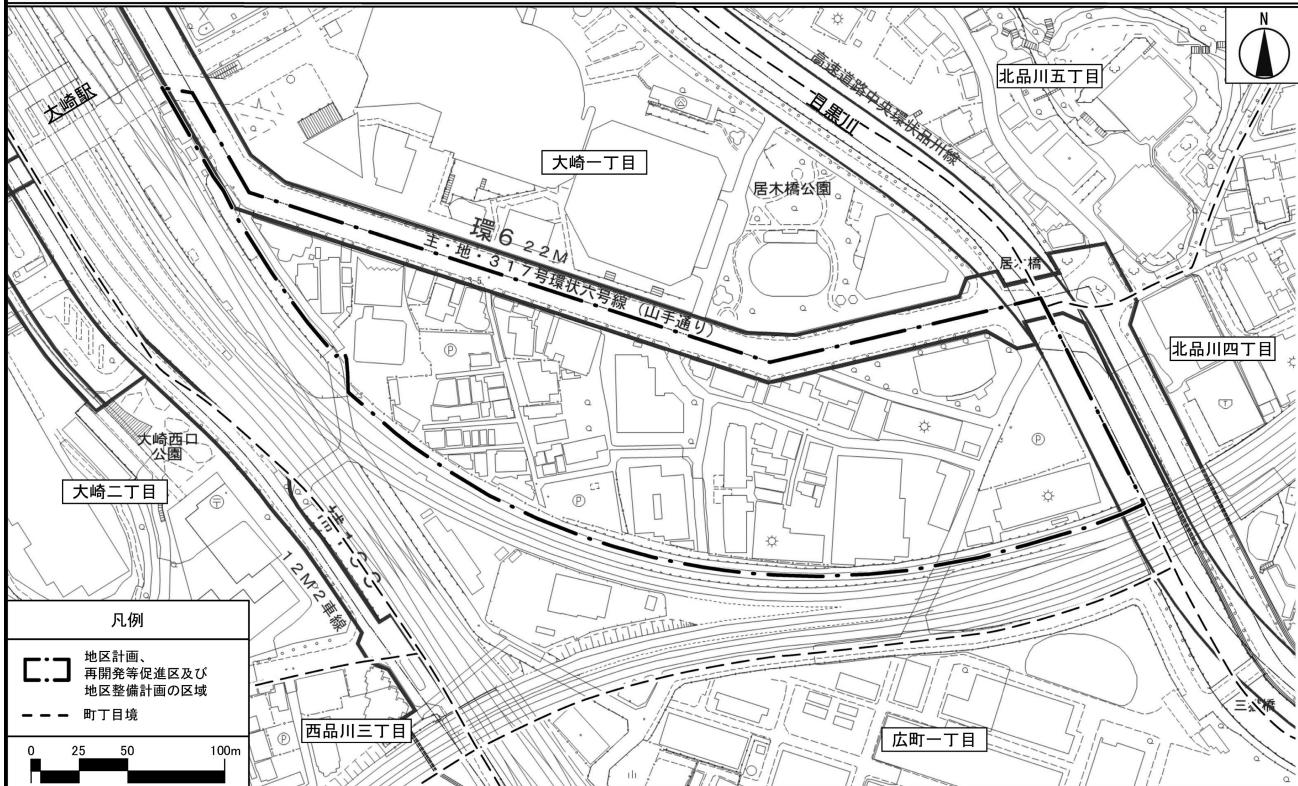
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部

別図

東京都市計画地区計画  
大崎駅東口第4地区地区計画 区域図

〔東京都決定〕



この地図は、東京都縮尺1/2,500 地形図を使用（7都市基交第674号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

(承認番号) 7都市政土第315号、令和7年7月2日

(承認番号) 7都市基街都第131号、令和7年7月3日

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により宮益坂地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年七月三十日

東京都知事 小池百合子

一 氏名

菅野英雄

二 住所

世田谷区世田谷一丁目二番二号

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一(代)  
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号  
(郵送料を含む。)  
一箇月 六、六〇〇円 五〇円印刷所勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
○三(三八一二)五二〇一(代)社

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が  
リサイクル法で規制される。